

No.	資料名	頁	提出者	意見・質問など	回答（東京ホールディングス株式会社）
1	資料3	p.6	河井原子力専門員	『3. 当直体制について』：当直員の技量向上、技量維持のための訓練に関して、現在も事故前と同様に、所外施設における訓練を実施しているのか？ 所外施設での訓練を実施しているのであれば、施設への派遣前および派遣後の経過観察はどのように行われているのか？ また、そのために当直員の必要数が不足することはないのか？	現状の安全確保設備の当直訓練は、基本的に福島第一原子力発電所構内で実施しております。 なお、当直員の一部は、福島第二原子力発電所でシミュレータを使った訓練を実施しておりますが、県外の施設での訓練は実施しておりません。 福島第二原子力発電所でシミュレータを利用する際は、マスク着用、操作時の綿手着用、研修棟入室時における検温、手洗い、入室記録の作成等の対策を実施しております。また、当直員の訓練は県内で実施しておりますので、派遣前・派遣後は、通常の勤務と同様、出社前検温やマスク着用の徹底等の感染予防対策を実施しております。県内での訓練のため経過観察期間等の措置を設けておりませんので、当直員数は通常通りです。
2	資料3		県	10月28日頃現場確認した際、免震棟の装備脱衣所がサーバイ待ちの作業の方でかなり混み合っていました。マスク等の装備を外した状態でかつ狭い部屋であるため前後の人との間隔を空ける事が出来ませんでした。新型コロナウイルスの感染リスクが高いと思われるのですが何か対策などは実施しているのでしょうか。	これまでも作業員の方々を含め発電所に入構される方には毎朝検温を行っていただき、体調に問題がないことを確認していただいております。また、万一来備えて、入退管理棟などでもサーモグラフィで発熱者に外れていただく体制を取っております。 装備脱衣所ではマスクの取り外しが一時的に行われますが、一定の距離をとる、また、私語を慎むことで、飛沫感染リスクの低減を図っていきます。
3	資料4-2	p.3	大越専門委員	主な被ばく低減対策と低減効果が示されているが、低減効果の値は、計算評価によるものか？	低減効果につきましては、工事計画段階において算出した線量計画値より、作業後の線量実績値を差し引いたものとなります。
4	資料4-2	p.4	河井原子力専門員	『線量上位件名』：被ばく線量上位10件以外の作業について、中には被ばく線量の低減率が必ずしも大きくない作業もあるのではないかとと思われるので、全体的な線量低減状況を示していただきたい。	全ての作業件名において、放射線作業計画に被ばく低減対策を反映しております。その上で、特に計画線量が大きいALARA会議対象件名については、放射線作業計画策定前の状態と作業実績を比較した結果をお示ししております。 現在はALARA会議対象件名も含めて作業中の件名が多いため、全体的な線量低減状況をお示しすることができませんが、今年度を実施したALARA会議対象件名の作業が完了しましたら、今回のようにお示し致します。
5	資料5-1		河井原子力専門員	提示されている事例を通して、特に低汚染の現場状況における、『気の緩み』が感じられる（作業員、工事企業、の双方に関して）。特に作業員に関しては、世代交代による経験の少なさと、その結果としての被曝の影響（怖さ）に関する感度の低さが増加しているのではないかと？	この度の事例につきましては、頂いたご意見にもごさいますように、発電所構内の作業環境が改善されてきたことによる気の緩み等も一因となっているものと考えており、9月25日に全作業を一時中断したうえで、改めて基本に立ち返って放射線防護に対する意識向上とルールの再徹底を目的とした「放射線防護のふるまい教育」を実施いたしました。 また、土木・建築部門など、震災後から管理区域・管理対象区域内での作業に従事している協力企業は放射線防護上において慣れない部分もございまして、弊社としても一方的にルールを押しつけることなく、ルールの遵守状況等を現場観察により確認し、気づきを協力企業にフィードバックし必要に応じてルールを見直すなど、協力企業と一体となって不適合の再発防止に努めて参ります。
6	資料5-1	P6~P8	いわき市	・当該資料では顔面汚染が発生した原因を「適切なマスク選択が出来なかったため」と記載しているが、防護装備である半面マスクと保護メガネを着用していれば、口回り、鼻先、鼻腔内の汚染は発生しないはずであり、発生した原因は、半面マスク等を「適切に」着用していなかったことが原因と思われるがどうか？（適切に着用していても内部被ばくが発生するものなのか？） ・上記の場合は対策も異なってくると思われるがどう評価しているのか？ ・発生した当日は8月18日の真夏であり、屋外での作業でもあることから、全面マスクを着用することで熱中症のリスクも上がると思われる。全面マスクを着用した場合の作業時間や作業時間帯（早朝や夕方）にも十分考慮する必要があると思われるが、放射線管理計画書上でもそのようなことがチェックされることになっているのか？	放射線管理仕様書における要求事項としまして、放射性物質の舞上げが発生する作業はゴーグルと半面マスク、放射性物質の舞上げが発生しない作業はゴーグルに代えて保護メガネと半面マスクによる作業を可としておりました。 この度の事例につきましては、作業工程で放射性物質の舞上げが発生する作業であることを元請企業が認識していなかったために保護メガネの着用にて作業可と判断しておりました。 当該作業員については半面マスクを正しく着用していたものの、ゴーグル着用時と比較して目や鼻の周りに露出部が多い「保護メガネ」を着用していたため、砂埃など舞上がった放射性物質が露出した肌へ付着しやすい状態にあったことに加え、夏場のため発汗も多く半面マスクの取り外の際に口周り等に汚染が伝播しやすい状況であったと推定しております。なお、この度の事例につきましては、ゴーグルと半面マスクの着用であれば、露出部がほとんどなくなるため、顔面汚染に至ることは防げた事例であったと考えております。 また、対策として万全を期するため、放射性物質の舞上げが発生する作業、主にガレキ撤去作業、浴断、解体、掃き掃除などを行う作業については半面マスクの使用を不可とし、全面マスク着用のルールに見直しを行い、作業環境に見合った防護装備の選択を徹底するよう放射線管理仕様書に明記しました。 なお、熱中症等のリスクアセスメントについては、主に安全事前評価会議で協力企業と当社作業主管箇所にて協議し、放射線作業計画書にリスクアセスメントの結果を反映した適切な防護装備が選定されているかを確認することとしております。